

筑紫野市部活動地域展開 クラブ指導者バンク運営要領

(目的)

第1条 部活動地域展開の実施に伴い、広く部活動種目の経験者から外部指導者を募集及び確保し、各校のクラブ活動に指導者を派遣し、部活動地域展開を円滑に実施することを目的とする。

(事務局)

第2条 本指導者バンクの事務局は筑紫野市部活動地域展開実行委員会（筑紫野市教育委員会 文化・スポーツ振興課）内（以下「実行委員会」という）に設置する。

(事務内容)

第3条 実行委員会においては、次の事務を行う。

- (1)指導者の登録受付及び更新に関すること。
- (2)指導者の紹介及び派遣に関すること。
- (3)指導者の研修に関すること。
- (4)指導者バンクの活用に関する調査、研究及び広報に関すること。
- (5)指導者への謝金支払いに関すること。
- (6)その他部活動地域展開に必要なこと。

(指導者)

第4条 指導者は登録制（市外に居住する者も含む）とする。

(登録手続き)

第5条 指導者登録の手続きは、次のとおりとする。

- (1)新規に登録を希望する者は、登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、申請しなければならない。
- (2)登録の有効期間は、毎年4月1日から4年間とする。ただし、年度途中で登録した場合は登録日の属する年度を1年度目とし、4年度目の末日までとする。
- (3)登録の更新を希望する者は登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、更新の手続きをしなければならない。
- (4)更新申請書の受付期間は、毎年2月1日から3月20日までとする。
- (5)有効期間が満了予定の者が受付期間中に更新手続きをしなかった場合は、新規の登録申請を行わなければならない。

(登録指導者の義務)

第6条 登録者の義務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)年1回程度、実行委員会が開催する指導者講習会を必ず受講しなければならない。
- (2)地域クラブでの指導時には、各種法令順守の上、各種ハラスメントが起きないように努めなければならない。

(登録指導者の処遇等)

第7条 登録指導者の処遇等は次のとおりとする。

- (1)登録指導者が実際に派遣された場合は、謝金を支払う。
- (2)謝金額については、別表のとおりとする。
- (3)謝金額の支給上限は1日あたり3時間分までとする。ただし、試合の日（練習試合を含む）に関しては、上限なく活動時間分を支払うものとする。
- (4)交通費は謝金に含まれるものとする。
- (5)謝金については、月末締めで翌月末日までに支払う。
- (6)登録指導者の地域クラブでの活動については、実行委員会で保険に加入する。
- (7)実行委員会との連絡・調整等でアプリ「クラブ Link」を使用する。アプリでの通信に必要なスマートフォン等は指導者個人所有の物を使用する。アプリ使用にかかる通信費等も指導者個人の負担とする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、一部改正を行い令和8年5月25日より施行する。

別表

指導者区分	謝金額（1時間あたり）
主任指導者	1,600円
補助指導者	1,250円

※主任指導者は、クラブ活動の責任者となり、トラブルが発生した場合の保護者連絡等も担う。